

短大協発第06087号
令和7年1月30日

会員短期大学代表者 殿

日本私立短期大学協会
会長 麻生 隆 史



私立大学・短期大学版 ガバナンス・コードの改訂について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和元年5月に学校教育法及び私立学校法が改正され、学校法人は法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し経営を強化するとともに、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められるようになりました。

そのため本協会では、会員校が自主的に自学のガバナンス体制をチェックできるよう、令和2年1月16日に「私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード【第1版】」を制定しました。

今般、改正された私立学校法が令和7年4月1日より施行されるにあたり、その改正内容に合わせて第1版を改訂し、去る11月25日開催の秋季定期総会において第2版として承認されましたので、お知らせいたします。

併せて、本文にも記載がありますが、運用について下記のとおり変更いたしますので、何卒ご理解の上、本協会より情報提供の依頼がありました際には、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 私立大学・短期大学版ガバナンス・コード【第2版】の内容を各法人にて変更することはできません。統一したものを使用するようにしてください。
2. ガバナンス・コードは学校法人単位で活用するため、他団体のコードを採用する場合は本協会のコードに対応する必要はありません。なお、どの団体のコードを採用するかは各学校法人にて判断してください。

3. 本協会のガバナンス・コードは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の原則から、十分な説明の記載があれば必ずしも各項目を遵守しなくともよいこととなっております。しかしながら、各種法令に則った項目（※）もあるため、これを遵守していない場合は法令違反となる可能性があるため、留意してください。

※チェック表の「法令等」欄に◇マークを記載した項目

4. 本協会のガバナンス・コードを採用した学校法人は、当該年度の遵守状況をチェック表（Excelファイル）によって確認し、その結果を自学のホームページ等にて公表してください。

5. チェック表（Excelファイル）のガバナンス・コードの項目は変更できませんが、欄外のセルに根拠資料である各種規則やURLなどを自主的に記載することは可能です。

6. 各法人のガバナンス・コードの遵守状況について、本協会より毎年7月頃に情報提供をお願いいたしますので、公表情報（URL）の報告にご協力をお願いします。なお、本協会ガバナンス・コードの採用の有無に関わらず、提供いただきました各法人の公表情報を本協会ホームページに掲載します。

7. 第2版は令和7年4月1日（令和7年度の遵守状況の確認）より適用することとし、適用開始日をもって第1版を廃止します。

以上

【本件についての問合せ先】

日本私立短期大学協会事務局 総務課

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館6階

TEL:03-3261-9055 FAX:03-3263-6950 E-mail:soumu@tandai.or.jp